

## 参加表明書作成要領

### 1 技術提案書によって特定される業務

今回の提案によって特定される業務の内容は、Instagram を活用した広報業務（以下「本業務」という。）のことである。

### 2 参加表明書の提出

#### (1) 提出書類

本業務事業者の選定に参加する意思がある者は、この要領により次の書類を提出すること。

なお、提出書類の用紙の大きさは A4 判とし、別添様式に基づき作成すること。

ア 参加表明書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 提案者の概要及び業務実績（様式 3）

エ 技術協力事業者の概要及び業務実績（協力事業者がある場合のみ提出）（様式 4）

#### (2) 提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

1 部

イ 提出方法

持参（午前 9 時から午後 5 時まで（土日・祝を除く））又は郵送（書留郵便または宅配便で期限内に必着）とすること。

ウ 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町一丁目 1 番地  
徳島県知事戦略局

エ 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金曜日）午後 5 時まで

なお、郵送又は宅配便による場合は、同日午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

### 3 その他留意事項

(1) 次の条件の一に該当する場合は失格となる場合がある。

ア この書面及び別添の様式に示された条件に適合しないもの

イ 別添の様式に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていないもの

ウ 別添の様式に示された記載事項以外の内容が記載されているもの

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合

キ 選定委員会の選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める等、評価の公平性に影響を与える行為があった場合

ク その他「Instagram を活用した広報業務 公募型プロポーザル実施要領」に違反する

行為があった場合

(2) その他

- ア 電送による提出は受理しない。
- イ 要求された内容以外の書類等については受理しない。
- ウ 提出期限以降における書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- エ 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- オ 提出された書類は、必要に応じて複写する場合がある。ただし、本プロポーザル以外の目的には、提出者に無断で使用しない。
- カ 提出された書類は、返却しない。